

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 岩 佐 信 宏

#### 秋田県教育委員会規則第四号

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則（平成十八年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「三月」を「二年」に、「改築又は除却」を「又は改築」に改め、第二号中「改築又は除却」を「又は改築」に改め、「第四号」の下に「及び第八号」を加え、第三号中「改修若しくは除却」を「若しくは改修」に改め、「又は除却」を削り、第四号中「改修又は除却」を「又は改修」に改め、第五号を次のように改める。

五 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

第七号中「飼育又は」を「飼育、」に改め、「装着」の下に「又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取」を加え、同号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 秋田県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取  
第五号の次に次の一号を加える。

六 建築物その他の工作物（以下この号において「建築物等」という。）の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。